

## 令和七年度 「浜松修学舎 学校図書館地域一般開放規則」

本校の学校図書館地域一般開放は2012年9月より続いています。その活性化と安定的継続的な地域貢献のため、あらためてご理解とご協力をお願いいたします。

### 1 地域一般開放の目的

学校図書館を一般の方に開放し地域に開かれたものとするにより、生涯学習に貢献し保護者や地域住民との連携を一層深め、学校図書館の活用の充実を図ります。

### 2 開館日・時間

毎月第3木曜日（祝祭日・休校日もしくは休館の場合HPでお知らせします）  
午後13時～15時

### 3 利用資格

一般の方（住所はどちらでもかまいません）

### 4 利用に係る手順

- ① 事務窓口で「図書館利用」と伝え、エレベーターで3階に上がってください。（毎回）
- ② 左手の図書館入り口で次の手続きを行ってください。  
手指消毒、「入退出記録簿」の記入（毎回）
- ③ 初めての方はカウンターで利用申し込みをしてください。本人確認証が必要となります。  
※ 係る個人情報はこの一般開放以外では使用しません。
- ④ 退出時は次の手続きを行い、必ずエレベーターで降りてください。  
「入退出記録簿」への時刻記入（毎回）、手指消毒

### 5 利用範囲

- ・ 資料の閲覧および貸出（禁帯出資料は除く）
- ・ 資料のコピーは関連法を遵守、有料（白黒10円、カラー50円/1枚）
- ・ 本校の所蔵調査（ただしレファレンスには対応できません）

### 6 資料貸出の注意（生徒の読書活動との両立のため厳守してください）

- ・ 貸出は4冊まで（うち新着架にある新着図書は2冊まで）、返却は3週間まで。
- ・ 3週間以内に本を紙袋に入れ玄関前の郵便ポストに投函してください。
- ・ 予約・延長手続きはできません。
- ・ リクエストは本校選書基準に適い生徒職員と共有できるものに限りま。
- ・ 延滞中の本があるときは新たな貸出はできません。延滞3回で利用ができなくなります。
- ・ 汚損・破損はその度合いで弁償、紛失は本代金弁償となります。

### 7 利用の注意

- ① 授業の妨げにならないよう、階段ではなくエレベーターの利用をお願いします。
- ② あくまで学校の利用を優先します。ラーニング・コモンズで授業等が行われる場合は移動をお願いすることがあります。
- ③ 図書館以外の場所への立ち入りは禁止です。トイレは3階のトイレを利用してください。
- ④ 写真撮影は人物が特定できないようにお願いします。
- ⑤ 館内は飲食禁止です。ラーニング・コモンズでのみ飲み物がOKです。
- ⑥ 都合により急遽中止となることもあります。（ホームページ・掲示でお知らせします）

### 8 その他

- ① 災害発生時は書架やガラスから離れ机の下などで頭部を守り係員の指示に従ってください。
- ② 駐車場は飯田街道沿いの北駐車場を利用してください。
- ③ 安全に十分注意し小学生以下のお子様は保護者が同伴し目を離さないでください。
- ④ 敷地内は禁煙です。
- ⑤ 利用に際しては、必ず教職員の指示に従ってください。